

## 神奈川県緊急財政対策本部の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県緊急財政対策本部の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 現下の厳しい財政状況を踏まえ、法令や制度など行政のあり方そのものに踏み込んだ抜本的な見直しを行い、中長期的な展望の下に今後の政策課題に着実に対応できる行財政基盤の確保を図るため、神奈川県緊急財政対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策・事業や執行方法の見直しなどによる歳出抑制並びに財源確保に係る抜本的対策の調整及びとりまとめに関すること。
- (2) その他、対策本部の目的を達成するために必要な対策に関すること。

### (組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第3条第1項に規定する局長、会計局長、企業庁長及び教育長をもって充てる。
- 5 対策本部は、本部長又は本部長の命を受けて副本部長が主宰する。
- 6 本部長は、必要に応じ、関係局部長及び関係課長等の出席を求めることができる。
- 7 本部長は、議題に応じ、神奈川県政策会議及び課題別局長会議の設置及び運営に関する要綱（平成16年6月1日施行）第1条に規定する神奈川県政策会議（以下「政策会議」という。）の活用を図ることができる。

### (緊急財政対策プロジェクトチーム)

第5条 対策本部に緊急財政対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクトチームの所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 対策本部の所掌事項について、原案を作成し、同本部に提出すること。
  - (2) その他、緊急財政対策に係る具体の取組みを図ること。
- 3 プロジェクトチームは、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 4 プロジェクトチームリーダー（以下「チームリーダー」という。）は、総務局長をもって充てる。
- 5 チームリーダーは、必要に応じ、議題に関係する構成員のみでプロジェクトチーム会議を開催することができる。
- 6 チームリーダーは、必要に応じ、関係局部長及び関係課長等の出席を求めることができる。
- 7 チームリーダーは、プロジェクトチームの所掌事項に係る調査等のため、必要に応じ、指定する関係課等の職員で構成するワーキングを設けることができる。

(財産活用推進プロジェクトチーム)

第6条 対策本部に財産活用推進プロジェクトチーム(以下「推進プロジェクトチーム」という。)を置く。

2 推進プロジェクトチームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 重点地域を中心とした県有施設の集約・再配置の検討
- (2) 県有財産の早期売却
- (3) 広告事業の活用の推進

3 推進プロジェクトチームは、別表2に掲げる者並びに事案に関係する部長及び課長等をもって構成する。

4 推進プロジェクトチームリーダーは、総務局長をもって充てる。

(調査会)

第7条 本部長は、この所掌事務について、学識経験者の意見、助言を求めるため、調査会を設置することができる。

(事務局等)

第8条 緊急財政対策の全庁調整、局調整等を円滑に進めるため、総務局財政部財政課及び組織人材部行政改革課に対策本部事務局を置く。

2 対策本部及びプロジェクトチームの庶務は、対策本部事務局において処理する。

3 推進プロジェクトチームの庶務は、総務局財産経営部財産経営課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

部(局)等	職
政策局	副局長
〃	政策部長
〃	総務室長
〃	総合政策課長
総務局	副局長
〃	財政部長
〃	組織人材部長
〃	総務室長
〃	財政課長
〃	人材課長
〃	行政改革課長
安全防災局	副局長
県民局	副局長
環境農政局	副局長
保健福祉局	副局長
産業労働局	副局長
県土整備局	副局長
会計局	会計課長
企業庁	企業局副局長
教育局	副局長

別表 2 (第 6 条関係)

部(局)等	職
総務局	財産経営部長
〃	財産経営課長
〃	施設整備課長